

2 0 2 5 年 度

福 山 市 内 海 町 地 内

内海東部地区No.1マンホールポンプ場
1号ポンプ取替工事

実施設計書

工
事
概
要

ポンプ取替工

一式

本 工 事 費 内 訳 表								
費目	工種	種 別	細 別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
本工事費								
	ポンプ	取替工						
		機 器 費						
			水中汚水ポンプ	台	1			
			計					[機器費]
		直接工事費						
			普通作業員	人				第1号内訳書のとおり
			設備機械工	人				第2号内訳書のとおり
			電工	人				第3号内訳書のとおり
			小 計					(一般労務費)
			機械設備据付工	人				第4号内訳書のとおり
			小 計					(機械設備据付労務費)
			計					[労務費]
			機 械 経 費	式	1			
			小 計					[直接経費]
			仮 設 費	式	1			
			仮設費(積上)	式	1			第5号内訳書のとおり
			小 計					[仮設費]
			計					直接工事費
		間接工事費						
			共通仮設費	式	1			
			準備費(積上)	式	1			第6号内訳書のとおり
			小 計					[共通仮設費]
			現場管理費	式	1			
			小 計					[現場管理費]

費目	工種	種 別	細 別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
			据付間接費	式	1			
			小 計					[据付間接費]
			計					間接工事費
		据付工事原価						
		設計技術費						
			設計技術費	式	1			
			計					設計技術費
		計(工事原価)						
		一般管理費等						
			一般管理費等	式	1			
			契約保証費	式	1			
			計					一般管理費等
工事価格								
消費税相当額								
本工事費計								

()

福山市上下水道局

第 1 号 内 訳 書 普通作業員						
種 別	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
ポンプ撤去工	再利用なし		人			
ポンプ据付工			人			
計			人			
	(端数処理)		人			

()

福山市上下水道局

第 2 号 内 訳 書 設備機械工						
種 別	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
ポンプ撤去工	再利用なし		人			
計			人			
	(端数処理)		人			

()

福山市上下水道局

第 3 号 内 訳 書 電 工						
種 別	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
ケーブル撤去工	再利用なし		人			
ケーブル敷設工			人			
計			人			
	(端数処理)		人			

()

福山市上下水道局

第 4 号 内 訳 書 機械設備据付工						
種 別	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
ポンプ据付工			人			
計			人			
	(端数処理)		人			

()

福山市上下水道局

第 5 号 内 訳 書 仮設費(積上)						
種 別	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
交通誘導警備員B		2	人			
計						

()

福山市上下水道局

第 6 号 内 訳 書 準備費(積上げ)						
種 別	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
スクラップ運搬費		1	式			第1号明細書のとおり
スクラップ処分費		1	式			第2号明細書のとおり
計						

()

福山市上下水道局

第 1 号 明 細 書		スクラップ運搬費				
種 別	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
現場発生品・支給品運搬	クレーン装置付BT2t級2.9t吊 片道運搬距離8.5km以下(6.0km超)	0.05	t			
計						

()

福山市上下水道局

第 2 号 明 細 書		スクラップ処分費				
種 別	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
スクラップ処分費	鉄くず ヘビー H2	0.05	t			
計						

工 事 仕 様 書

福山市上下水道局
施設部
水づくり課

第1章 総 則

第1条 本工事は、内海東部地区N o . 1マンホールポンプ場1号ポンプ取替工事である。

工事施工に当たっては、本仕様書及び別途図面に準拠して、本局監督員（以下「監督員」という。）の指示に従い、誠実に実施するものとする。

第2条 受注者は、契約後速やかに担当技術者を派遣し、本仕様書及び図面に基づき、施工等に関し詳細なる打ち合わせを行うものとする。

第3条 本仕様書及び図面に疑義を生じた場合は、本局の決定に従うものとする。なお、仕様書に明記なき事項といえども当然必要となるものは含むものとする。

第4条 本工事实施に当たっては、設計書、仕様書、図面によるほか、福山市上下水道局建設工事規則規定により行わなければならない。

第5条 材料は、日本産業規格（J I S）その他関係規格を適用し、耐腐食性、耐摩耗性、耐久性等すぐれた材料とする。

第6条 既設構造物を汚染し、又はこれらに損害を与えたときは、受注者の責任で復旧しなければならない。

第7条 資格を必要とする作業は、それぞれの資格を有する者が施工しなければならない。

第8条 工事が完成し、引き渡し完了までの工事対象物の保安責任者は受注者とする。

第9条 工事が完成したときは、受注者は速やかに不要材料及び仮設物を処分若しくは撤去し、清掃しなければならない。

第10条 （安全管理）

1）受注者は、工事の施工に当たっては、常に細心の注意をはらい、労働安全衛生法並びに関係法令を厳守し、人身事故等が発生した場合速やかに監督員に報告しなければならない。

2）工事中は、現場内の整理整頓及び安全に努めること。

3）工事現場の秩序を保つとともに、火災・盗難防止に必要な措置を講じなければならない。

第11条 実施工程表について、監督員が特に指示した場合は、細部の実施工程表を提出しなければならない。

第12条 受注者は、工事着手前に現地状況、関連工事その他についての綿密な調査を行い施工しなければならない。

第13条 特記仕様書あるいは、監督員の指示した箇所など工事段階の区切り等には、監督員の検査を受けること。

第14条 （検査）

1）工事完成検査、一部完了検査は現場代理人及び主任技術者が立会のうえ検査を受けなければならない。

2）受注者は工事に関して必要な資料の提出、測定、その他の処置につき、監督員の指示に従わなければならない。

第15条 工事着手前、施工中、完成時の写真を撮影し工事完成通知書とともに提出すること。

小黑板情報電子化対応ソフトウェアを使用する場合は、「広島県土木工事共通仕様書」に従い、監督員の承諾を得たうえで、使用する機器・ソフトウェア等について工事着手

前に提出する。また、小黑板情報の電子的記入を行った写真の信憑性確認を行い、工事完成時にその結果を監督員へ提出する。

第16条 受注者は工事完成までに、維持管理上必要な完成図書等を提出すること。

第17条 受注者は工事現場内において、監理技術者・主任技術者（下請負人を含む）に工事名・工期・顔写真・所属会社名及び証明印の入った名札を着用させるものとする。

第18条 本工事の工期には工事検査期間として、14日間を見込んでいる。

工期内の2週間前までに工事、完成図書等提出を終了し、その後工事検査を受けるものとする。

第19条 （交通誘導警備員）

1) 交通誘導警備員を配置するにあたっては、安全かつ円滑な交通ができるよう状況を十分に把握し、現場条件に応じた適正人員の確保及び配置を行うこと。また、交通誘導警備員に対して、現場条件に関する教育を行うこと。

2) 交通誘導警備員の積み上げ人数は、交通誘導の対象となる施工量に対し、作業日当り標準作業量から必要な人数を見込んでいる。従って、正当な理由がある場合を除き、施工実績等による交通誘導警備員の積み上げ人数の増員に対する変更は行わない。また、工事实績の交通誘導員が減となった場合は、実績数量により変更を行う。ただし、交通誘導警備員の対象となる施工量に増減等があった場合はこの限りではない。

3) 受注者は、交通誘導警備員を配置した場合、実績伝票の原本を発注者に提出すること。

第20条 発生材は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令等に基づき適切に処分すること。また、廃棄物が生じた場合は、マニフェストを提出すること。

第21条 本工事は、法定外の労災保険契約の保険料を見込んでいる。

第22条 建設副産物情報交換システムの対象工事である。

特 記 仕 様 書

内海東部地区 No. 1 マンホールポンプ場 1 号ポンプ取替工事

第 1 節 目 的

本特記仕様書は、内海東部地区No. 1 マンホールポンプ場 1 号ポンプ取替工事の施工に適用する。

第 2 節 工事の概要

本工事の請負施工範囲は以下の項目とし、また本設備を完成するために当然必要なものは、本仕様書に明記しない場合にあっても監督員の指示により受注者の負担で施工しなければならない。

- 1) 既設機器の撤去
- 2) 新設機器の据付、調整及び試運転

第 3 節 工事場所

福山市内海町地内

第 4 節 準拠基準

- 1) 本工事の設計ならびに施工に対し、機器の設置工事は下記の諸規定に準拠するものとする。
 - ① 下水道施設設計指針
 - ② 電気規格調査会標準規格（J E C）
 - ③ 日本電気工業会標準資料（J E M）
 - ④ 日本産業規格（J I S）
 - ⑤ 労働安全衛生法
 - ⑥ 消防法
 - ⑦ 危険物の規制に関する政令
 - ⑧ 危険物の規制に関する規則
 - ⑨ 福山地区消防組合火災予防条例
 - ⑩ その他関連法令、条例及び規格及び事業団発行基準類
- 2) 受注者は契約書・仕様書・設計書ならびに図面に従い誠実に工事施工に当たるのは勿論のこと、局の指定する監督員（以下発注者と称す）の指示に従わなければならない。
- 3) 重要な指示事項はすべて文書によって処理し、受注者発注者双方とも確認しておくものとする。
- 4) 本仕様書以外の事項
本仕様書に明記されていない事項についても、機能上当然必要と認められるものはすべて受注者が充足するものとする。

第5節 機器仕様

1) ポンプ仕様

- ① 型 式：改良型ノンクログ相当品
- ② 異物通過粒径：吐出し口径の100%
- ③ ポンプ効率：JIS B 8325(設備排水用水中モータポンプ)のA効率以上
- ④ 口径：65A
- ⑤ 吐出量：0.26 m³/min
- ⑥ 全揚程：3.5m
- ⑦ 軸封装置：メカニカルシール
- ⑧ ケーシング材質：FC200 以上
- ⑨ 羽根車材質：ステンレス鋳鋼(SCS13)
- ⑩ 主 軸：13Cr ステンレス鋼

2) 電動機仕様

- ① 型 式：乾式水中形誘導電動機
- ② 出 力：1.5kW 又は 0.75kW
- ③ 起 動 方 式：直入れ
- ④ 電 圧：200V
- ⑤ 絶 縁 階 級：E 種以上
- ⑥ 極 数：4P
- ⑦ 保 護 装 置：サーマルプロテクタ又はオートカット、浸水検知器

3) 付属品

- | | |
|-------------------------|-----|
| ①ケーブル (20m) | 1 式 |
| ②吊り上げチェーン (4m) (SUS304) | 1 式 |
| ③ベルマウス (SUS304) | 1 式 |
| ④スライド | 1 式 |
| ⑤メカニカルシール (予備品) | 1 式 |
| ⑥その他必要なもの | 1 式 |

第6節 既設仕様 (参考)

- ①型 式：高通過径ボルテックス型ポンプ (SUV65-61.5)
- ②メーカ ー：日立製作所
- ③吐 出 量：0.26 m³/min
- ④全 揚 程：3.5m
- ⑤口 径：65A
- ⑥出 力：1.5 kW
- ⑦保 護 装 置：サーマルプロテクタ、浸水検知器

第7節 提出書類及び図書

1) 受注者は工事受注後下記の書類を提出し、発注者の承諾を得るものとする。

- ① 施工計画書
- ② 機器納入仕様書
- ③ その他、監督員が必要と認めた図書

2) 受注者は作業完了後下記の図書を提出し、発注者の承諾を得るものとする。

- ① 工事写真（製作工程工事順）及び電子データ 1 部
- ② 完成図書（工事完成時・取扱説明書含む） 2 部
- ③ その他、監督員が必要と認めた図書

第8節 疑義事項

本仕様書で疑義ある事項については、受注者発注者協議の上決定するものとする。



福山市上下水道局			
工事名称	内海東部地区No.1マンホールポンプ場1号ポンプ取替工事		
工事場所	福山市内海町地内		
図面番号	1	縮尺	NONE
位置図			

設計年月：2025年6月



